

## 重要事項説明書

(指定居宅介護支援)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

代表者氏名	合同会社 STAY CLOSE 代表社員 小野澤 恵子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都大田区大森西3-21-18 電話 03-6423-0953 FAX 03-6634-5588
法人設立年月日	令和4年8月2日

### 2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	縁'S 在宅ケア相談室
介護保険指定 事業所番号	1371113414
事業所所在地	東京都大田区大森西3-21-18
連絡先 相談担当者名	電話 03-6423-0896 FAX 03-6634-5587 管理者 櫻井 信幸
事業所の通常の 事業の実施地域	大田区、品川区、その他の地域は要相談

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、介護サービス計画の作成を支援し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
運営の方針	利用者の個性や価値観を尊重し、利用者一人一人のニーズと状況を十分把握し、質の高いサービスを提供するよう努めます。 利用者が住み慣れた地域や家庭において、できる限り自立した生活を維持できるよう支援するとともに、家族の介護負担の軽減に努めます。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜（土曜・日曜・国民の祝日・12月29日～1月4日は休み）
営業時間	9:00～18:00

#### (4) 事業所の職員体制

管理者	櫻井 信幸
-----	-------

	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常 勤 1名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1名 非常勤 名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

利用料について、下記の料金は 10 割に金額で記載しており、負担割合 1 割には 1 割負担です。

負担割合 2 割、3 割の方についてはその割合でご負担いただきます。

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
1 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
2 居宅サービス事業者との連絡調整				
3 サービス実施状況把握、評価				
4 利用者状況の把握				
5 給付管理				
6 要介護認定申請に対する協力、援助				
7 相談業務				

区分・要介護度		基本単位	利用料	
居宅介護支援費(I)	(i) 介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 45 未満又は 45 以上である場合においての、45 未満の部分	要介護 1・2	1086	12,380 円
		要介護 3・4・5	1411	16,085 円
	(ii) 介護支援専門員 1 人当りの利用者数が 45 以上である場合においての、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544	6,201 円
		要介護 3・4・5	704	8,025 円
	(iii) 介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が 45 以上である場合においての、60 以上の部分	要介護 1・2	326	3,715 円
		要介護 3・4・5	422	4,810 円

居宅介護 支援費 (Ⅱ)	(i)介護支援専門員1人当りの利用者数が50未満又は50以上である場合においての、50未満の部分	要介護1・2	1086	12,380円
		要介護3・4・5	1411	16,085円
	(ii)介護支援専門員1人当りの利用者数が50以上である場合においての、50以上60未満の部分	要介護1・2	527	6,007円
		要介護3・4・5	683	7,786円
	(iii)介護支援専門員1人当たりの利用者数が50以上である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	316	3,602円
		要介護3・4・5	410	4,674円

当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合とは以下のような場合が該当します。

- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合

- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの各事業所における提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合を文書により説明・交付を行っていない場合

- ・居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合

- ・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く）場合

- ・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため1月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

- ※ 居宅介護支援費（Ⅰ）で、取扱件数が45以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費（Ⅰ）の（ii）又は（iii）を算定しません。
- ※ 居宅介護支援費（Ⅱ）で、取扱件数が50以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、50件目以上になった場合に居宅介護支援費（Ⅱ）の（ii）又は（iii）を算定しません。
- ※ 居宅介護支援費（Ⅱ）は、情報通信機器の活用又は事務員の配置を行っており、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している場合に算定します。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,280円を減額することとなります。

## (6) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	算定回数等
初回加算	300	3,420 円	1 月につき
特定事業所加算 (Ⅰ)	519	5,916 円	1 月につき
特定事業所加算 (Ⅱ)	421	4,799 円	
特定事業所加算 (Ⅲ)	323	3,682 円	
特定事業所加算 (A)	114	1,299 円	
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250	2,850 円	利用者が病院又は診療所に入院した当日に、必要な情報提供を行った場合 (1 月につき)
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200	2,280 円	利用者が病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合 (1 月につき)
通院時情報連携加算	50	570 円	利用者 1 人につき 1 月に 1 回が限度
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,680 円	1 月につき

- ※ 初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。
- ※ 特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業所に認められる加算です。
- ※ 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 通院時情報連携加算は、利用者が病院又は診療所で医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に、算定します。
- ※ 緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケアマネジメント加算は、医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に対し、利用者の居宅を訪問し利用者の心身の状況環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者に情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単価 (特別区 11.40 円) を含んでいます。

## 3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
-------	---

## 4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

## 5 その他の費用の請求及び支払い方法について

1 その他の費用の請求方法等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</li> <li>2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用者あてにお届けします。</li> </ol>
2 その他の費用の支払い方法等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 請求書の内容を確認のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。              (ア) 事業者指定口座への振り込み              (イ) 利用者指定口座からの自動振替              (ウ) 現金支払い</li> <li>2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</li> </ol>

## 6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 櫻井 信幸
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。  
 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ul>
2 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li><li>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li><li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li></ul>

## 9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<b>【市町村（保険者）の窓口】</b> 大田区役所介護保険課居宅サービス担当	所在地 東京都大田区蒲田 6 - 13 - 14 電話番号 03-5744-1655 ファックス番号 03-5744-1522 受付時間 8：30～17：15
<b>【家族等緊急連絡先】</b>	氏名 続柄 住所 電話番号 携帯電話 勤務先

## 10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

## 12 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - 1 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
  - 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
    1. 当事業所の苦情相談窓口の設置（担当、管理者）
    2. 区役所介護保険課の窓口
    3. 東京都国民健康保険団体連合会相談窓口

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (縁' S 在宅ケア相談室)	所在地 東京都大田区大森西 3 - 4 - 16 電話番号 03 - 6423-0896 ファックス番号 03 - 6634 - 5587 受付時間 9 : 00 ~ 18 : 00
【市町村（保険者）の窓口】 大田区役所介護保険課居宅サービス担当	所在地 東京都大田区蒲田 6 - 13 - 14 電話番号 03-5744-1655 ファックス番号 03-5744-1522 受付時間 8 : 30 ~ 17 : 15
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 電話番号 03-6238-0177 受付時間 9:00~17:00

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、居宅介護支援サービスに係る各市町村条例の規定に基づき、利用者  
に説明を行いました。

事業者	所在地	東京都大田区大森西 3 - 2 1 - 1 8
	法人名	合同会社 STAY CLOSE
	代表者名	代表社員 小野澤 恵子
	事業所名	縁' S 在宅ケア相談室
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を  
受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	